

各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局  
公立・私立幼稚園所管部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省子ども家庭局保育課

平成29年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果及び調査結果を踏まえた運用上の留意事項等について

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。本年4月19日付け事務連絡により依頼した「平成29年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査」について、添付のとおり結果を取りまとめましたので御報告いたします。本調査の実施・取りまとめに御協力いただき、どうもありがとうございました。

調査の結果により、全体としては、各都道府県及び市区町村において、これまでに引き続き、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)への円滑な移行に向けた取組を着実に進めていただいていることが確認できました。

一方で、一部、国としての想定と異なる対応をしている市区町村も見られるところであり、新制度の更なる適正な実施を確保するために御留意いただきたい点について、下記のとおり整理しました。各都道府県におかれては、内容について十分に御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、関係部局で緊密に連携を図りつつ、必要な予算の確保や、市区町村への適切な助言、支援等をお願いします。

## 記

### 1. 1号認定子どもに係る施設型給付について

#### (1) 地方単独費用部分の額の設定・公表

1号認定子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分(以下単に「地方単独費用部分」という。)の額について、国の定める基準より低額に設定している市区町村がごく少数ながら存在していますが、国の定める公定価格が施設の運営に必要とされる標準的な費用であることに鑑み、基本的には国の定める額と同額にさせていただくよう検討をお願いします。

また、管内に新制度に移行した私立幼稚園等(以下「新制度移行園」という。)が存在しないことを理由として地方単独費用部分の額を未設定の市区町村が一定程度存在していますが、その場合であっても、自市区町村に居住する1号認定子どもが、他市区町村の新制度移行園や私立保育所等を利用する場合には設定が必要と

なりますので、改めて設定の要否の確認を強くお願いします。

さらに、地方単独費用部分の額について、あらかじめ設定を行わず、事実上、国の定める基準に従って運用している市区町村も一定程度存在していますが、事業者が新制度への移行を検討・判断するに当たっても重要な情報であり、市区町村として条例・規則・要綱等により明確に設定していただくことが必要となります。国の定める基準どおりとする場合には、「公定価格告示別表二に定める額に千分の二百六十六を乗じた額とする」など簡易な方法での設定が可能ですので、適切な対応をお願いします。

なお、地方単独費用部分の額を設定している市区町村のうち7割程度で額の公表が行われていませんが、地方単独費用部分の額は、施設等からの施設型給付の請求や利用者負担額の給付単価限度額の設定等の基礎となるものであり、事業者が新制度へ移行を検討・判断するに当たっても重要な情報となりますので、ホームページへの掲載等、広く一般への公表をお願いします。

## (2) 地方単独費用部分の各都道府県の補助

補助実績が1/2未満となった都道府県のうち、市区町村からの交付申請額が過少であったと回答した都道府県においては、本年度は同様の事務処理上の遺漏が生じないように、市区町村への助言等をお願いします。

また、給付額の不足に対応する等の観点から、義務的経費である「負担金」として補助を行っている都道府県もありますので、その他の都道府県においても、この取扱いも参考にしながら、引き続き、確実な補助をお願いします。

## 2. 新制度に移行した私立幼稚園等に対する独自補助について

独自補助を実施している自治体においては、私立幼稚園の新制度への円滑移行等の観点から、引き続き、補助を継続・充実していただくとともに、現時点で独自補助を実施していない自治体においても、地域の実情等を踏まえ、実施の要否等について検討をお願いします。

## 3. 一時預かり事業等について

### (1) 一時預かり事業（幼稚園型）の実施促進

一時預かり事業（幼稚園型）を実施していない市区町村が半数程度存在していますが、市区町村内に1号認定子どもがいない場合や事業者からの実施希望がない場合など特殊な場合を除いて実施いただく必要があります。一時預かり事業（幼稚園型）は、公立園で実施する場合でも、国及び都道府県の補助が行われるものであり、域内に公立園のみ存在する市区町村を含め、地域の実情等を踏まえ、積極的な事業の実施をお願いします。

また、新制度移行園に対して私学助成による預かり保育を実施している都道府県が多数存在していますが、これはあくまで経過措置であり、新制度移行園の預かり保育に対する補助は一時預かり事業（幼稚園型）により行うことが基本となります。該当市区町村においては、「一時預かり事業（幼稚園型）の実施要件である専任職員の配置が困難」であることを理由に私学助成による預かり保育を継続している都道府県が多いことを踏まえ、これまで国として実施した職員配置要件の緩和（7割程度の市区町村が未実施）等も行っていただきながら、各園において円滑に事業が実施できるよう、制度の周知や助言等をお願いします。

## (2) 一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価及び利用料の設定主体

国の措置（長時間及び長期休業中の預かりに対する補助の増額）に伴う補助単価の充実について、現時点で実施が決まっていない自治体も相当程度存在していますが、幼稚園における待機児童等の受入れを推進するために重要となりますので、積極的な対応をお願いします。基本分の単価が国の示した額より低額となっている一部の市区町村におかれては、改めて国の示した額どおりの設定について検討をお願いします。

また、利用料について、市区町村が設定している場合には、これまで預かり保育の保育料を各園が設定してきたこと等を踏まえ、設定を各園に委ねることも含め、引き続き検討をお願いします。

## (3) 一時預かり事業を活用した非在籍園児の受入れ

一時預かり事業による非在籍園児の受入れについては、保護者のニーズも、私立幼稚園等における事業意欲も高いと考えられることから、引き続き、各園に対する制度の周知や積極的な事業委託の検討等をお願いします。

## 4. 小規模保育事業等について

私立幼稚園が、空き教室の活用や同一敷地内への併設等により小規模保育事業等を実施することは、待機児童解消等にも資するものであることから、各園に対する制度の周知や相談があった場合の丁寧な対応等をお願いします。

## 5. その他について

### (1) 公立幼稚園における新制度の運用

今回の調査で、新制度に移行していない（「別段の申出」を行った）公立幼稚園がごく少数ながら存在していることが明らかとなりました。新制度の実施主体である市区町村が自ら設置者となる公立幼稚園について、あえて移行しないという選択をすることは基本的に想定されず、私立施設を経営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも移行が必須と考えますので、該当市区町村においては適切な対応をお願いします。

また、移行した公立幼稚園がある市区町村において、公定価格を設定していない、利用者負担額が国の上限を超えている部分がある（特に第1・第2階層）など、新制度に則った運用が適切に行われていない事例が見受けられますので、こちらも適切な対応をお願いします。

### (2) 施設整備補助等に関する情報提供

施設整備に関する補助（特に保育関係）について、私立幼稚園関係者に対して必ずしも十分な情報提供等が行われていないとの指摘があります。私立幼稚園における認定こども園への移行や小規模保育事業等の実施は、待機児童解消等にも資するものであり、施設整備補助は、これらの取組の前提となるものであることから、各都道府県・市区町村においては、十分な情報提供及び相談があった場合の丁寧な対応等をお願いします。

また、これらのほか、私立幼稚園が実施主体や受託主体となり得る各種事業（特に保育関係）についても、同様の対応をお願いします。

(添付資料)

平成 29 年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果（平成 29 年 8 月 17 日）

【担 当】	文部科学省初等中等教育局 幼児教育課 大野、大林、鈴木
TEL	03-5253-4111（内線）2714
直 通	03-6734-2714
FAX	03-6734-3736